

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養実地研修変更内容（第1・2号研修）

○研修回数

（平成29年度まで）

- ・滴下及び半固形化栄養剤あわせて20回以上実施
- ・滴下20回以上実施（半固形化栄養剤は看護師による手技確認のみ）
- ・半固形化栄養剤20回以上実施（滴下は看護師による手技確認のみ）

→

滴下及び半固形化栄養剤どちらも実施可能

（平成30年度から）

- ・滴下及び半固形化栄養剤あわせて20回以上（うち滴下は10回以上）実施

→

滴下及び半固形化栄養剤どちらも実施可能

- ・滴下20回以上実施

→

滴下のみ実施可能

- ・半固形化栄養剤20回以上実施

→

半固形化栄養剤のみ実施可能

○平成30年度以降に実地研修を開始し修了した者の実地研修の追加

- ・滴下について研修修了しているが、半固形化栄養剤を行いたい場合

→

半固形化栄養剤の実地研修を10回以上実施

- ・半固形化栄養剤について研修修了しているが、滴下を行いたい場合

→

滴下の実地研修を10回以上実施

※研修の合格基準については、最終的な累積成功率が70%以上、最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと

※県が発行する認定証の記載についても平成30年度以降改めます。

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養実地研修変更内容（第3号研修）

○研修回数

（平成29年度まで）

- ・滴下2回以上実施（半固形化栄養剤は看護師による手技確認のみ）
- ・半固形化栄養剤2回以上実施（滴下は看護師による手技確認のみ）

→

滴下及び半固形化栄養剤どちらも実施可能

（平成30年度から）

- ・滴下2回以上及び半固形化栄養剤2回以上実施

→

滴下及び半固形化栄養剤どちらも実施可能

- ・滴下2回以上実施

→

滴下のみ実施可能

- ・半固形化栄養剤2回以上実施

→

半固形化栄養剤のみ実施可能

○平成30年度以降に実地研修を開始し修了した者の実地研修の追加

- ・滴下について研修修了しているが、半固形化栄養剤を行いたい場合

→

半固形化栄養剤の実地研修を2回以上実施

- ・半固形化栄養剤について研修修了しているが、滴下を行いたい場合

→

滴下の実地研修を2回以上実施

※研修の合格基準については、看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施（連続2回全項目が「ア」となること）

※県が発行する認定証の記載についても平成30年度以降改めます。

胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形化栄養剤） 実地研修変更Q&A

	Q	A
1	現在、認定証を持っている者の取り扱いはどうなるのか。	すでに認定証を発行されている者については、現行どおり滴下及び半固形化栄養剤の両手技を実施して構いません。 ※ただし、実地研修をしていない手技を実施する場合は、看護師による手技確認を行うこと
2	実地研修受講途中の者はどうするのか。	平成30年3月31日までに実地研修を申込み、開始している者については平成29年度までの取り扱いとしてください。
3	県外の事業者についても同様の取り扱いをするのか。	兵庫県の登録研修機関での研修となるため、研修の実施に関しては同様に取り扱ってください。ただし、認定証の表記については、県外自治体の取り扱いにより交付します。
4	不特定の者対象研修について、現在講義及び演習では半固形化栄養剤については行っていないが、別途実施する必要があるのか。	半固形化栄養剤についても講義及び演習を実施する必要がある。 講義については、各登録研修機関で判断してください。（・現在の50時間内に含める・50時間に講義を追加して実施する） 演習については、半固形化栄養剤の手技についても、規定回数（5回以上）実施する必要があります。
5	平成29年度までに研修を修了した者が平成30年度以降に認定証の交付申請を行う場合、どうなるのか。	平成29年度までの取り扱いのとおり、滴下及び半固形化栄養剤の両手技を実施して構いません。 ※ただし、実地研修をしていない手技を実施する場合は、看護師による手技確認を行うこと